

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	第4回本郷新記念札幌彫刻賞受賞作品輸送設置組立業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社広菱
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 選定する株式会社広菱は、第4回本郷新記念札幌彫刻賞受賞作家である藤原千也氏（以下、作家という）が指定した業者である。本業務は、作品の搬出入、設置までを行う一連の業務であり、いずれの業務も作家と密に調整し、作家の意向に沿って進める必要がある。受賞作品である「太陽のふね」は、樹木を用いた巨大かつ特殊な作品であることから、作家とともに現場での造作作業も発生することも鑑み、日頃から作家の作品制作に関わっており、作品の性質等を理解している必要がある。当該業者は、作品の骨組みを作家の指示に基づき製作した鋼構造物工事業・解体工事業等を行っている業者で、作品について最も熟知している。以上により、作家が指定する業者以外には役務の提供ができないことから、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）に該当するため、株式会社広菱を指名する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）
決 定 日	令和6年5月23日